

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:水道部業務課 No.004

処 分 名	水道事業の用に供する行政財産の目的外使用料の減免
処 分 の 概 要	水道事業管理者は、行政財産の使用許可を受けた人に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 11 号）第 11 条
審 査 基 準	◎水道事業の用に供する行政財産の使用料は、次のいずれかに該当する場合、減免します。 （1）公用もしくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用する場合 （2）地震、火災、水害等の災害の発生により、行政財産を応急収容施設として使用させる場合 （3）他の法令及び規定により同様の事例に対し、一律の減免基準が設けられている場合 等
標準処理期間	10 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	水道部事務所 1 階業務課窓口への提出
備 考	

■春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程

(使用料の減免)

第11条 管理者は、特別の理由があると認められた場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、春日部市水道事業用行政財産使用料減免申請書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

3 前項に規定する減免申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市水道事業用行政財産使用料減免決定通知書（様式第7号）又は春日部市水道事業用行政財産使用料減免棄却（却下）通知書（様式第8号）を当該申請者に交付するものとする。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋